

函館市監査公表第11号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年9月29日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



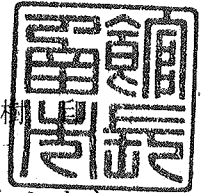
函 観 企

令和2年 9月 1日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	観 光 部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	令和元年7月25日～令和2年3月25日	講評日	令和2年3月27日
調査対象事項名	プロポーザル方式による契約について		
指摘事項、 <u>意見・要望事項</u>			
<p>ア契約方法の見直しについて</p> <p>毎年度、プロポーザル方式により契約しているものについて、これまでの業務実績によりノウハウが蓄積されていることや、現在では提案要素が乏しくなっていることなどにより、所管部局において仕様を確定することが可能となっていると思われるものがあつた。</p> <p>また、その中には、応募者が一者の状況が数年続いているものもあり、仮に当該業務を受託できる事業者が一者しかないことが確認できる場合には、プロポーザルによらない随意契約で実施することも検討する余地があると考えられるものもあつたことから、これらを踏まえたうえで、契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>（対象となつた契約）</p> <p>公式観光情報サイト運営業務委託</p>			
措置内容、対応・考え方等			
<p>当該委託業務は、旅行前や旅行中、旅行後にも見てもらえるような魅力的で情報発信力の高いサイトの運営を目的として平成20年（2008年）12月から実施しており、その業者選定に当たっては、民間事業者の高度な創造性や専門的な技術など、そのノウハウを活用するためプロポーザル方式を採用し、以降も同方式を基本として業者の選定を行ってきたところです。</p> <p>現在、同サイトは毎年1,000万近いページ・ビューがあり、今後も本市の魅力を国内外の多くの観光客に訴求するためには、複数の民間事業者から時代に合った有効な情報発信手法等の提案を受けることが効果的であることから、業者の選定は、引き続きプロポーザル方式によることが望ましいものと考えております。</p> <p>しかしながら、現受託者となって以降、結果として同者以外の者からの提案がないことに加え、今後予定しているサイトの全面リニューアルの必要性なども総合的に勘案しながら、特命随契への移行も含め、契約方法の見直しについて検討したいと考えております。</p>			